

京都西山高等学校 保護者会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は京都西山高等学校保護者会と称する。
- 第2条 本会の事務所は京都西山高等学校内に置く。
- 第3条 本会は京都西山高等学校の教育方針に基づきその発展を助け生徒の福祉を増進し会員相互の親睦を計るを目的とする。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員を次の種類に分ける。
- ① 正会員 本校に在籍する生徒の保護者
 - ② 特別会員
イ. 京都西山高等学校の教職員
ロ. 本校に特に関心を持つ者で評議員会の承認を得た者

第3章 事 業

- 第5条 本会は次の事業を行う。
- ① 家庭と学校との連絡懇談会の開催
 - ② 生徒及び教職員の厚生及び保健に関する事業並びに施設の補助
 - ③ 学校教職員の研究観察の補助
 - ④ 会員の慶弔に関すること
 - ⑤ その他役員会で必要と認めたこと

第4章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1 名 副会長 2 名 庶 務 2 名
会 計 2 名 顧 問 若干名
- 第7条 本会役員の任務は次の通りとする。
- ① 会長は本会の会務を総理し、役員会及び各委員会を招集し総会の議決事項を執行する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - ③ 庶務は本会の事務事項を掌務する。
 - ④ 会計は本会の会計事務を執る。
 - ⑤ 顧問は重要な会務に参与する。
- 第8条 会長は評議委員会に於いて選出し、総会に報告する。
副会長、庶務、会計は会長が依頼する。
顧問は校長、前会長及び評議委員会で推薦した者。
- 第9条 役員の任期は1年とする。ただし重任は妨げない。
補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。
尚、次期役員の就任するまで任期を延長することができる。

第5章 委 員 会

- 第10条 評議員会
評議員は会員中より選出し、会長を推薦し、役員を承認する。各種の事業計画を審議検討し、総会に提出する報告書を作成しその他会員（総会）より委任されたことを処理する。
- 第11条 会計監査委員
評議員会において選出された3名の委員によって構成し常に会計経理を監査し総会にその結果を報告する。
- 第12条 総務教養委員会
役員、評議員によって構成し、助成運動及びクラブの後援等の事業、会員の教養向上のための事業を推進する。

第6章 総 会

- 第13条 総会は会長がこれを招集する。
- ① 総会は年1回開催することを原則とする。
 - ② 総会の議長はその都度役員外より選出する。
 - ③ 総会の議決は多数決とし可否同数のときは議長が決定する。
- 第14条 総会は本会最高の議決機関で次に掲げる事項はその議決を経なければならない。
- ① 会則の変更
 - ② 役員の報告
 - ③ 委員会役員会の会務報告の聴取
 - ④ 決算報告の承認、予算の審議
 - ⑤ 会費の負担額

第7章 会 計

- 第15条 本会の経費は会費及び寄付金等をもってこれに充てる。正会員は月額700円を拠出する。昨日の会費は返金しない。
- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の改正

- 第17条 本会の規約は総会の議決により改正することができる。
- 第18条 本会則は、平成5年11月14日一部改正施行する。
- 第19条 本会則は、平成13年6月16日一部改正施行する。
- 第20条 本会則は、令和7年6月21日一部改正施行する。

附 則

- 第4章第6条 庶務2名 会計2名
第5章第11条 会計監査3名を最少人数とする

京都西山高等学校 クラブ後援会会則（抜粋）

【名 称】

第 1 条 本会は、京都西山高等学校クラブ後援会と称する。

【目 的】

第 3 条 本会は、京都西山高等学校の設置する部活動の健全な発展を育成・援助・応援することを目的とし、その目的達成の為の事業を行う。

【会員の種類】

第 6 条 本会の会員は、次の 3 種類とする。

- ① 一般会員
- ② 賛助会員
- ③ 特別会員

【一 般 会 員】

第 7 条 京都西山高等学校在学学生及びその保護者で入学手続きを済ませたものを一般会員とする。

【会費納入義務】

第 10 条 会員は入会に際して、別に定める入会金を納入し、会費を毎年所定の期日までに納入しなければならない。
2. 既納の会費は如何なる理由によるも返還しない。

【総会の構成】

第 11 条 本会の総会は、会員をもって構成する。但し、理事総会を以て、これを代行できるものとする。

【役員の種類及び数】

第 19 条 1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 3 名
3. 常任委員会 5 名以上 7 名以内
4. 顧 問 若干名
5. 会 計 監 査 2 名

【役員資格及び任免】

第 20 条 役員は、本会の会員の中から理事会において選任される。
2. 会長は前年度役員会において推薦し、理事会の承認によって決定する。
3. 副会長、常任理事及び顧問、会計監査は、会長の推薦により理事会の承認を得て決定する。

【収 入】

第 34 条 本会の会計は入会金、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

【入 会 金】

第 35 条 本会の入会金は、4,000 円とする。

【会 費】

第 36 条 会費は年額 2,000 円以上とする。
2. 必要があれば役員会の承認を得て、臨時に会費を徴収することができる。

【報 告】

第 37 条 事務局は会計報告を、会計監査は監査報告を、1 年に 1 回は行わなければならない。

京都西山高等学校 同窓会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は京都西山高等学校同窓会と称する。

第 2 条 本会の事務所は京都西山高等学校内に置く。
京都府向日市寺戸町西野辺 25

第 3 条 本会は会員の親睦と研鑽を図り、母校の発展に寄与する事を目的とする。

第 2 章 会 員

第 4 条 本会は、次の会員を以て構成する。

- ① 正会員 西山高等女学校・西山中学校・西山高等学校
京都西山高等学校の卒業者

- ② 特別会員 イ. 京都西山高等学校の教職員
ロ. 京都西山高等学校の退職教職員

第 3 章 事 業

第 5 条 本会は、次の事業を行う。

- ① 会員名簿・会報の発行
- ② 会員相互の親睦と研鑽
- ③ 会員の慶弔
- ④ その他、幹事会で必要と認めたこと

京都西山高等学校 同窓会会則

第4章 役員

第6条 本会は、次の役員を置く。

- ① 会長 1名 幹事会において、正会員の中から選出する。
- ② 副会長 若干名 幹事会において、正会員の中から選出する。
- ③ 庶務 2名 正会員の中から会長が委嘱する。
- ④ 会計 2名 正会員の中から会長が委嘱する。
- ⑤ 会計監査 1名 正会員の中から会長が委嘱する。

第7条 本会に、顧問を置く。

- ① 顧問は、京都西山高等学校長及び幹事会の推薦者若干名とし、会長が委嘱する。
- ② 顧問は、重要な会務に参与する。

第8条 本会役員の任務は次の通りとする。

- ① 会長は、会務を総理し総会・幹事会・役員会を招集して、その議決事項を執行する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- ③ 庶務は、本会の事務事項を掌務する。
- ④ 会計は、本会の会計事務を掌務する。
- ⑤ 会計監査は、本会の会計を監査する。
- ⑥ 顧問は、会長の要請により、重要な会務に対して参与する。

第9条 本会役員の任期は、3年とする。但し、留任は妨げないものとする。また、補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。なお、何らかの事情により、次期役員が決定しない場合、次期役員が就任するまでの間、任期を延長することができる。

第5章 幹事

第10条 幹事は、同期の会員の中より若干名を選出する。その任期は、3年とする。但し、留任は妨げないものとする。なお、正会員が母校に奉職する場合は、自動的に幹事となり、会務に貢献しなければならない。

第11条 幹事の任務は、次の通りとする。

- ① 重要事項の審議・決定機関である幹事会を構成し、これに積極的に参加する。
- ② 同期生、本会事務所との連携を密にし、円滑な会務推進に協力する。
- ③ 同期生の転居・結婚・離婚・死亡など、本会事務室が把握しておくべき事項についての会員変化事項は、連絡する事。

第6章 会議

第12条 総会は、会長が招集する。

- ① 総会は、原則として5年に1回開催し、事業・会計を報告しなければならない。但し、幹事会を以てこれに代えることができる。
- ② 総会の議長は、出席の正会員の中から選出する。

第13条 幹事会は、会長が招集する。

- ① 幹事会は、原則として5年に1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催できる。
- ② 幹事会の議長は、出席の正会員の中から選出する。
- ③ 次の事項は、幹事会の審議を経なければならない。

イ. 会則の改正

ロ. 役員の選出

ハ. 基本財産の管理運営及び予算決議に関する事項

ニ. 会員名簿の発行

ホ. その他、会長が必要と認めた事項

第7章 採決

第14条 会議の採決は、出席者の過半数を以て決する。賛否同数の時は、議長がこれを決する。

第8章 会計

第15条 本会の経費は、終身会費・臨時会費及び寄付金を以てこれにあてる。正会員は、3年生1学期に終身会費5000円を納入して、その資格を得る。特別事業費の経費については、必要に応じて、臨時会費として徴収する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 附則

第17条 本会則を施行するため、幹事会の議決を経て別に細則を定めることができる。

附則 本会則は、幹事会の議決を経て改正することができる。

附則 本会則は、平成3年8月18日より施行する。

附則 本会則は、校名変更に伴って平成16年4月1日より施行する。

附則 本会則は、平成28年7月6日より施行する。